

# 覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

鹿児島県知事

殿

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

## 備考

- 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する施用機関にあつては、当該施用機関の管理者の氏名とする。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、剤型別に一般的名称及びその数量を記載すること。